

第5回共通到達度確認試験試行試験

平成31年3月14日実施

憲 法

試験時間 13:00～13:50 (50分)

《注意事項》

1. 試験時間中の途中退出の禁止、問題冊子の持ち帰り、解答用紙の回収

各科目の試験開始から試験終了（解答用紙の回収時間を含む）までは、解答が終了しても途中退出はできません。ただし、トイレ・急病等、やむをえない事情で退席される場合は、挙手をして試験監督員の誘導を受けてください。

試験時間終了後は、問題冊子はお持ち帰りください（解答用紙は回収します）。

2. 筆記用具等

解答用紙へのマークは、HBまたはBの黒鉛筆を使用してください。その他の筆記具（HB・B以外、シャープペンシル等）を使用した場合、採点装置で読みとることができず、無効と判断されることがあります。

試験時間中、机の上に置いておけるものは、受験票、学生証、鉛筆、メモ用のシャープペンシル、消しゴム、手動の鉛筆削り、時計（計時機能だけのもの）、眼鏡だけです。その他の物（六法、筆箱、眼鏡ケース等）はカバン等に入れてください。

マーカー、定規、ボールペン、耳せん、ストップウォッチ等の補助具は使用できません。また、携帯電話等の通信機器は必ず電源を切って、カバン等にしまってください。

3. 解答方法

問題は、正誤問題20問と五肢択一問題10問、合計30問あります。

記載されている試験科目と問題番号、解答欄をよく確認のうえ、マークしてください。

マークは、各問題につき1つのみマークしてください（2つ以上マークすると無効になります）。

誤ってマークした場合は、跡が残らないようにきれいに消しゴムで消してください。

解答用紙は折り曲げたり汚したりしないでください。

問題冊子の印刷不鮮明、落丁・乱丁があった場合は監督者に知らせてください。

問題冊子の余白等は適宜利用して構いませんが、どのページも切り離してはいけません。

試験開始の指示があるまで、問題冊子を開いてはいけません。

自己採点をする場合は、問題冊子に自身の解答を記録しておいてください。

4. その他

以下の行為があった場合、「失格」とし、その時点以降の受験をお断りします。また、すでに受験した部分についても無効とし、採点は行いません。

- ① 試験中に、他人に援助を与えたり、他人から援助を受けたりした場合
- ② 他人に代わって試験を受けた場合
- ③ 他人に対する迷惑行為を行った場合
- ④ 試験終了の合図があったにもかかわらず鉛筆を置かない等、試験監督員の指示に従わなかった場合
- ⑤ その他、不正行為を行った場合

* 正解および問題の解説は、本日中（20時頃まで）に共通到達度確認試験試行試験専用のウェブサイト（<http://toutatsudo.net/>）上で公表されます。

問題 1～20 [配点：各 1 点]

以下の問題について、それぞれ内容が正しい場合には 1を、誤っている場合には 2を選びなさい。

問題 1

大日本帝国憲法の改正には天皇による裁可が必要と考えられていたが、昭和 20 年 8 月のポツダム宣言受諾により天皇主権は否定され、新たに国民主権が成立したとの理解に基づき、日本国憲法の制定手続は天皇による裁可を経ずになされた。

問題 2

最高裁判所の判例によれば、憲法の国民主権の原理における国民とは日本国籍を有する者を意味するため、公務員を選定罷免する権利の保障は、日本に在留する外国人には及ばない。

問題 3

最高裁判所の判例によれば、未決勾留によって拘禁された者には原則として一般市民としての自由が保障されるべきであるから、勾留の目的である逃亡および罪証隠滅の防止以外の理由で、新聞紙の閲読の自由に制限を加えることは許されない。

問題 4

憲法 13 条が保障する幸福追求権の意味について、個人の人格的生存に不可欠な利益を内容とする権利の総体とする立場に立つと、個人の人格的生存に不可欠とは言えない行為を行う自由を国家が制限しても、憲法上の問題となることはない。

問題 5

憲法 14 条 1 項後段に列挙された事由は例示的なものであるという立場と、当該列挙事由に基づく別異取扱いの合憲性は厳格に審査すべきであるという立場とは、両立する。

問題 6

最高裁判所の判例によれば、「君が代」について否定的な歴史観ないし世界観を有している公立小学校の音楽専科の教諭が入学式の際に「君が代」のピアノ伴奏を求められることは、個人の歴史観ないし世界観に由来する行動と異なる外部的行為を求められることとなり、その限りにおいて、その者の思想及び良心の自由についての間接的な制約となる面があることは否定できない。

問題 7

最高裁判所の判例によれば、市が所有する土地を神社施設の敷地として無償で使用させている行為は、その目的が宗教的意義をもつことを免れないほか、その効果が特定の宗教に対する援助、助長、促進になることは明らかというべきであり、これによってもたらされる市と宗教とのかかわり合いが、わが国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものであって、憲法 20 条 3 項の禁止する宗教的活動に当たる。

問題 8

最高裁判所の判例によれば、大学によって公認された学生の団体が大学の施設を利用して行った集会であっても、それが真に学問的な研究またはその結果の発表のためのものでなく、実社会の政治的社会的活動に当たる行為をする場合には、大学の有する特別の学問の自由と自治は享有しない。

問題 9

最高裁判所の判例によれば、裁判所の行う出版物の頒布等の事前差止めのような表現行為に対する事前抑制は、表現の自由を保障し検閲を禁止する憲法 21 条の趣旨に照らし、厳格かつ明確な要件のもとにおいてのみ許容されうる。

問題 10

最高裁判所の判例によれば、安価な外国産生糸の輸入を制限し、国内における生糸価格の安定を図ることによって国内の養蚕絹業者を保護することは、自由な職業活動が社会公共にもたらす弊害を防止するための消極的、警察的な措置であり、たとえ生糸の輸入制限によって絹ネクタイを製造する国内の零細業者に一定の負担を強いることになったとしても、それは正当な目的のための必要最小限度の制限といえるため、憲法 22 条 1 項に違反しない。

問題 11

最高裁判所の判例によれば、憲法 22 条 1 項にいう居住・移転とは、同条 2 項の外国移住と区別して規定されているところから見れば、日本国内におけるものを指す趣旨であることは明らかなので、外国へ一時旅行する自由は、同条 2 項の外国移住の自由として保障される。

問題 12

最高裁判所の判例によれば、法律でいったん定められた財産権の内容を事後の法律で変更しても、それが公共の福祉に適合するようにされたものである限り、これをもって違憲の立法ということはできない。

問題 13

最高裁判所の判例によれば、憲法 29 条 3 項にいう「公共のために用ひる」とは、鉄道施設等、物理的に公共の使用のために土地を収用する場合等を指し、収用した結果、特定の個人が受益者となってしまう場合には、「公共のため」とはいえないので、憲法 29 条 3 項に違反する。

問題 14

最高裁判所の判例によれば、自ら選挙の公正を害する行為をした者等の選挙権について一定の制限をすることは別として、国民の選挙権またはその行使を制限することは原則として許されない。

問題 15

内閣が締結した条約は、事前に、時宜によっては事後に、国会の承認を経ることを必要とするが、政府見解によれば、国際約束のなかには国会の承認を経なくてもよいものも存在する。

問題 16

憲法 51 条によって両議院の議員に保障される免責特権の趣旨は、議場の中における「演説、討論又は表決」について、院外で責任を問わないとすることで議員の自由闊達な発言や表決を確保し、全国民の代表としての職務を全うさせようとするところにあるから、議場の外でなされた発言に対しては、それが議員としての職務に付随するものであったとしても、免責特権の保障は及ばない。

問題 17

最高裁判所の判例によれば、政党は国民がその政治的意思を国政に反映させ実現させるための最も有効な媒体であって、議会制民主主義を支える上においてきわめて重要な存在であるから、政党に対して高度の自主性と自律性を与えて自主的に組織運営をなしうる自由を保障しなければならない。

問題 18

閣議の議事について全会一致制を採ることが、内閣の国会に対する連帯責任を定める憲法 66 条 3 項により要請されているとの立場に立つと、法律により閣議における議決方法として単純多数決制を採用することは違憲となる。

問題 19

議院内閣制の本質は議会と政府との均衡にあるとする立場に立つと、議会の信任が政府の存立要件となっていなくとも、政府が議会の解散権を有していれば、議院内閣制に該当する。

問題 20

最高裁判所の判例によれば、市町村が行う国民健康保険の保険料は、被保険者において保険給付を受けうることにに対する反対給付としての性格は持つものの、その徴収が強制的に行われるものであるなどの特殊な性質に鑑みて、憲法 84 条にいう「租税」に該当する。

問題 21～30 [配点：各 3 点]

以下の問題について、選択肢 1～5 のうち 1 つ選びなさい。

問題 21

天皇制に関する以下の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 国事行為は、日本国及び日本国民統合の象徴としての地位を有する天皇が一身専属的に行うことができる行為であることから、国事行為を皇族に委任して臨時に代行させることを認める法律を定めることはできない。
2. 憲法 88 条が、「すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない」と規定していることから、皇室の費用は、内廷費も含めすべて宮内庁の経理に属する公金となる。
3. 最高裁判所の判例によれば、天皇が日本国及び日本国民統合の象徴であることにかんがみ、天皇の国事行為やその他の公的行為には民事裁判権が及ばないが、天皇が私人として行った売買契約などの私法上の行為については民事裁判権の対象となりうる。
4. 最高裁判所の判例によれば、大嘗祭は、神道の儀式にのっとり行われるものであるが、皇位継承の際に通常行われてきた皇室の重要な伝統儀式であるから、都道府県知事がこれに参列し拝礼する行為は、宗教とかかわり合いを持つものではない。
5. 憲法 7 条 3 号の衆議院の解散の実質的決定権の所在が内閣にあるとする根拠を、国事行為に対する内閣の助言と承認に求める立場においては、国事行為に対する内閣の助言と承認には実質的決定権を含む場合と含まない場合の 2 つが存在すると理解することになる。

問題 22

憲法 9 条の解釈に関する以下の記述のうち、誤っているものを 1 つ選びなさい。

1. 最高裁判所の判例によれば、憲法 9 条は、人権規定と同様、国の基本的な法秩序を宣言し、示した規定であるから、憲法より下位の法形式によるすべての法規の解釈適用に当たって、その指導原理となりうるものである。
2. 最高裁判所の判例によれば、わが国が、自衛のために必要な措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のことであるが、最高裁判所は憲法 9 条 2 項が自衛のための戦力の保持をも禁じているか否かについて明示的な判断を示していない。
3. 最高裁判所の判例によれば、在日駐留米軍が憲法 9 条 2 項にいう戦力に該当するか否かの法的判断は、高度の政治性を伴うものであり、在日駐留米軍が戦力に該当することが一見極めて明白であると認められない限り、裁判所の司法審査権の範囲外にある。
4. 政府見解によれば、個々の兵器のうちでも、性能上専ら相手国の国土の潰滅的破壊のためにのみ用いられるいわゆる攻撃的兵器をわが国が保有することは、これにより直ちに自衛のための必要最小限度の範囲を超えることとなるから、憲法上許されない。
5. 政府見解によれば、憲法 9 条 2 項にいう交戦権とは、戦いを交える権利を意味するものではなく、相手国兵力の殺傷及び破壊、相手国の領土の占領など、交戦国が国際法上有する種々の権利の総称を意味するものである。

問題 23

法人・団体の人権享有主体性に関する以下の記述のうち、八幡製鉄事件判決（最大判昭和 45 年 6 月 24 日民集 24 卷 6 号 625 頁）に照らして、正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 会社が災害救援資金の寄附を行うことは、定款所定の目的を遂行するために必要とはいえないため、会社の権利能力の範囲外の行為である。
2. 納税の義務を有し自然人たる国民と同様に国税等の負担を担っている以上、会社にも憲法上の選挙権その他のいわゆる参政権が認められる。
3. 政党への政治資金の寄附は、会社に対しても当然の行為として期待されるため、特定の株主らの利益を図るために行われたとしても、会社の権利能力の範囲内の行為である。
4. 会社による政党への政治資金の寄附が、政治の動向に影響を与える場合には、自然人たる国民による寄附とは別異に扱われなければならない。
5. 会社による政党への政治資金の寄附は、国民の政治意思の形成に作用することがあったとしても、国民個々の選挙権の自由な行使を直接に侵害するものではない。

問題 24

知る権利に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、誤っているものを1つ選びなさい。

1. 報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の「知る権利」に奉仕する。
2. 情報等に接し、これを摂取する自由は、憲法 21 条の規定の趣旨、目的から、いわばその派生原理として当然に導かれる。
3. ある表現物が輸入禁制品に該当する旨の税関長の通知により、わが国内においては、表現を受ける側の知る自由が制限されることになる。
4. 公立図書館の司書が著作者に対する独断的な評価や個人的な好みによって、所蔵図書を廃棄した場合には、図書館を利用する住民の人格的利益を侵害することになる。
5. 情報等に接し、これを摂取することを補助するものとしてなされる限り、筆記行為の自由は、憲法 21 条 1 項の規定の精神に照らして尊重されるべきである。

問題 25

刑事手続に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、正しいものを1つ選びなさい。

1. 一定の強制を伴う手続であったとしても、それが刑事責任追及を目的としない手続である限り、憲法 35 条の令状主義の保障は及ばない。
2. 憲法 35 条 1 項が令状主義の例外として挙げている「第 33 条の場合」には、現行犯逮捕のあった場合だけではなく、現行犯として適法に逮捕することが可能であったが現実にはそうしなかった場合も含まれる。
3. 被告人側が積極的に期日指定の申立てをするなど審理を促す行動に出なかった場合には、憲法 37 条 1 項の迅速な裁判を受ける権利を放棄したと推定される。
4. 刑事手続においては憲法 38 条 1 項の供述拒否権の保障が及び、あらかじめ供述拒否権を有することを被疑者・被告人に告知することが憲法上義務づけられている。
5. 刑事責任を問われるおそれのある事項の不利益供述であったとしても、それが純然たる刑事手続における供述ではない場合には、憲法 38 条 1 項の供述拒否権の保障は及ばない。

問題 26

裁判を受ける権利に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、誤っているものを1つ選びなさい。

1. 法律上の実体的権利義務の存否自体を確定する裁判は、性質上純然たる訴訟事件であるから、憲法所定の例外の場合を除き、これを公開の法廷における対審及び判決の手續によらずに行うことは、裁判を受ける権利を侵害する。
2. 婚姻費用の分担に関する処分の審判は、婚姻から生ずる費用の分担額を形成決定するものであり、性質上非訟事件の裁判であるから、これを公開の法廷における対審及び判決の手續によらずに行ったとしても、裁判を受ける権利を侵害したものとはいえない。
3. 民事上の秩序罰としての過料を科する裁判は、一種の行政処分としての性質を有するものであるから、これを公開の法廷における対審及び判決の手續によらずに行ったとしても、裁判を受ける権利を侵害したものとはいえない。
4. 夫婦同居義務の存否自体を確定する裁判は、倫理的な夫婦共同体内部の紛争であり、プライバシーを必要とするから、これを公開の法廷における対審及び判決の手續によらずに行ったとしても、裁判を受ける権利を侵害したものとはいえない。
5. いかなる事由を理由に上告を許容するかは審級制度の問題であって、憲法 81 条の要請を除いてはすべて立法政策に委ねたものであるから、裁量上告制度を導入して、権利上告を制限したとしても、裁判を受ける権利を侵害したものとはいえない。

問題 27

生存権に関する以下の記述のうち、堀木訴訟判決（最判昭和 57・7・7 民集 36 卷 7 号 1235 頁）に照らして、誤っているものを 1 つ選びなさい。

1. 憲法 25 条の規定の趣旨にこたえて具体的にどのような立法措置を講ずるかの選択決定には立法府の広範な裁量が認められるから、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用と見ざるをえないような場合を除き、裁判所が審査判断するのに適しない。
2. 憲法 25 条 1 項は、同条 2 項が国に求める積極的防貧施策の実施にもかかわらずなお落ちこぼれた者に対し、国は事後的、補足的かつ個別的な救貧施策をなすべき義務のあることを宣言したものである。
3. 憲法 25 条の規定の要請にこたえて具体的にどのような立法措置を講ずるかの選択決定には立法府の広範な裁量が認められるが、受給権者の範囲、支給要件等につき何ら合理的理由のない不当な差別的取扱いをするときは別に憲法 14 条違反の問題を生じうる。
4. 「健康で文化的な最低限度の生活」の具体的な内容は、その時々を経済的・社会的条件、一般的な国民生活の状況等との相関関係において判断決定されるべきものであり、その具体化に当たっては、高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断を必要とする。
5. 社会保障給付の全般的公平を図るため公的年金相互間における併給調整を行うかどうかは、立法府の裁量の範囲に属する事柄であり、障害福祉年金を受給している場合に児童扶養手当を支給しないとしても、憲法 25 条に違反しない。

問題 28

「国の唯一の立法機関」に関する以下の記述のうち、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 「国の唯一の立法機関」である国会が制定することができる法律は、新たに国民の権利を制限し、または新たに義務を課す法規範に限定される。
- イ. 国会が「国の唯一の立法機関」である以上、行政機関が命令を制定するためには、必ず法律による個別的、具体的な委任がなければならない。
- ウ. 「国の唯一の立法機関」である国会は、憲法に特別の定めがある場合を除き、他の機関の関与なしで法律を制定することができる。
- エ. 国会が「国の唯一の立法機関」である以上、議員がその所属する議院に法案を提出することは当然認められるのであり、これに制限を加えることは憲法上許されない。
- オ. 助言的、諮問的な国民表決（レファレンダム）の制度を導入することは、国会を「国の唯一の立法機関」と位置づける憲法 41 条と必ずしも矛盾しない。

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウオ

問題 29

司法権と違憲審査制に関する以下の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

1. 最高裁判所の判例によれば、仮に憲法 81 条の規定がなくとも、憲法の他の条文から違憲審査権を導くことは可能である。
2. 最高裁判所の判例によれば、憲法、81 条は最高裁判所に違憲審査権があることを規定するのみであり、下級裁判所には違憲審査権を認めていない。
3. 最高裁判所の判例によれば、憲法が最高裁判所に与えているのは司法権を行使する権限であり、違憲審査権も司法権の範囲において行使されるべきである。
4. 憲法 76 条 1 項の司法権は、裁判所法 3 条 1 項にいう「法律上の争訟」の処理をする権限に限定されると理解する立場に立つと、客観訴訟は司法権の範囲外にあることになる。
5. 憲法 76 条 1 項の司法権は、裁判所法 3 条 1 項にいう「法律上の争訟」の処理をする権限に限定されると理解する立場に立つと、非訟事件は司法権の範囲外にあることになる。

問題 30

地方公共団体の権限に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、正しいものを1つ選びなさい。

1. 条例の文言に不明確なところが存在しても、地方自治を尊重する必要性にかんがみると、裁判所はむやみにこれを不明確ゆえに無効とするべきではない。したがって、裁判所は法律の場合よりも徹底して合憲限定解釈の可能性を検討しなくてはならない。
2. 憲法 29 条 2 項は「財産権の内容」について、法律でこれを定めることを要求している。したがって、公共の福祉のため当然に受忍しなければならない範囲での所有財産の使用の禁止であっても、これを法律によらず条例によって行うことはできない。
3. 憲法 94 条は、条例の制定が法律の範囲内であることを求めている。したがって、法律において一定の事項について規律している場合、都道府県ごとに同一の事項について条例による規律を行うことは許されない。
4. 普通地方公共団体が地方自治を行うためには、その財源を自ら調達する権能を有しなくてはならない。したがって、普通地方公共団体は、国とは別途に課税権の主体となることが憲法上予定されている。
5. 条例は、地方自治の本旨に基づき、直接憲法 94 条により法律の範囲内において制定する権能を認められた自治立法である。したがって、地方公共団体は、法律による委任がなくとも、条例の実効性確保の手段として当然に罰則規定を設けることができる。

【参加学生への告知事項】（再掲）

- 試験答案は第三者機関が採点処理します。なお、第三者機関は試験結果分析のため、受験番号に対応した属性情報（所属法科大学院、年次、未修・既修の別）を把握しますが、参加学生を個人識別できる情報（学籍番号、氏名等）は把握しません。
- 全体の採点・分析結果と個々の参加学生の採点結果は、4月以降に法科大学院に提供され、必要に応じ、個々の参加学生に提供されますが、法科大学院では成績評価、進級判定に利用しません。
- 共通到達度確認試験の今後の在り方を検証するために、法科大学院における学業成績等と試行試験の採点結果の比較分析を行うことから、その分析に必要な範囲内において、受験番号毎に参加学生の属性情報と試行試験の成績を、法科大学院において複数年に渡り管理します。なお、このことにより、試行試験に参加した学生が、法科大学院での成績評価や進級判定において試行試験の結果による影響を受けることは一切ありません。
- 参加学生が法科大学院を修了し、司法試験を受験した後、司法試験成績と試行試験成績の分析を行う可能性があります。その場合、「法科大学院から司法試験委員会に対する参加学生の氏名等の提供」及び「司法試験委員会から法科大学院に対する司法試験成績の提供」が必要となるため、これらの個人情報の取り扱いに関する承諾の可否について、法科大学院から参加学生へ照会します。